

広陵町放課後子ども育成教室運営業務委託仕様書

広陵町放課後子ども育成教室の運営業務を委託するに当たり仕様を以下のとおり定める。

1 委託業務名

広陵町放課後子ども育成教室運営業務委託

2 委託期間及び準備期間

(1) 委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5か年とする。

ただし、事業実施場所ごとの委託開始日は、「3 事業実施場所」による。

(2) 準備期間

プロポーザル方式により選考された受託者（最優先候補者）が決定してから委託開始日の前日までの間を準備期間とする。なお、準備に要する費用は受託者が負担するものとする。

3 事業実施場所

名称	住所	令和5年度 児童数(支 援を必要と する児童 数)	委託開始日
あすなろクラブ	大字平尾 542 番地	94 (6)	令和7年4月1日
	大字平尾 525 番地 8	76 (5)	
あすなろ第二クラブ	大字平尾 533 番地	90 (4)	令和7年4月1日
かしのきクラブ	大字百済 1625 番地 1 (広陵東小学校内)	151 (7)	令和8年4月1日
くすのきクラブ	大字弁財天 303 番地 (広陵北小学校内)	38 (1)	令和7年4月1日
	大字弁財天 317 番地	46 (1)	
ひまわりクラブ	馬見南 2 丁目 1 番 30 号 (真美ヶ丘第一小学校内)	134 (4)	令和6年4月1日
すぎのきクラブ	広陵町馬見北 7 丁目 1 番 32 号 (真美ヶ丘第二小学 校内)	110 (8)	令和7年4月1日

4 対象児童

広陵町放課後子ども育成教室条例（平成 20 年条例第 15 号）第 3 条に規定する児童であって、広陵町が登録の認定をした児童とする。

5 開所日及び開所時間

(1) 開所日

次に掲げる日を除く月曜日から土曜日までを開所日とする。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 条）に規定する休日

イ 12 月 29 日から翌年 1 月 4 日までの日

ウ その他、町が開所できないと認めた日

(2) 開所時間

ア 学校登校日 授業終了後から午後 7 時 00 分まで

イ 学校休業日 午前 7 時 30 分から午後 7 時 00 分まで

ただし、学校行事等による振替休日や早期に下校する場合においては、小学校と連絡調整し開所すること。

6 関係法令の遵守

運営に当たっては、次に掲げる関係法令等を遵守し、業務を遂行しなければならない。

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

(2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

(3) 広陵町放課後子ども育成教室条例

(4) 広陵町放課後子ども育成教室条例施行規則（平成 25 年規則第 2 号）

(5) 広陵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 7 号。以下「条例」という。）

(6) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(7) 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）

(8) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）

(9) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

(10) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）

(11) その他の関係法令

※ 受託期間中に法令の改正又は関係通知等があった場合においては、その対応方針及び対応時期について、町と受託者が協議して決定するものとする。

7 職員の体制について

職員については、別表 1 の児童数見込みを参考に必要人員を配置すること。

(1) 町や学校等との連絡調整を行い、事業を総括する責任者を各放課後子ども育成教室に配置すること。

(2) 条例第 10 条の規定に基づき、児童数が概ね 40 人に対し、2 人以上の放課後児童支援員を配置すること。ただし、そのうち 1 人を除き補助員（放課後児童支

援員を補助し、利用児童の支援に従事する者)をもってこれに代えることができる。なお、放課後児童支援員は責任者を兼ねることができる。

- (3) 特別な配慮が必要と認められる児童等の心身の状況に応じて、放課後児童支援員等を前号の基準に加えて配置するよう努めること。なお、特別な配慮が必要な児童のために配置する放課後児童支援員等は、1支援単位につき原則1名とし、1支援単位に2名以上の配置については、町と受託者の協議により配置数を決定するものとする。
- (4) 受託者は放課後児童支援員等の専門性の向上を目指した研修を実施すること。また、町等が実施する研修に参加する機会を確保すること。また、放課後児童支援員等は児童の自主性、社会性及び創造性を高める遊びの指導等自己研鑽に努めること。
- (5) 放課後児童支援員等に労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき健康診断を受診させること。
- (6) 放課後児童支援員等が事業の従事中又は通勤途上で災害等にあつた場合の補償に対応できるよう保険に加入すること。また、必要に応じて厚生保険や雇用保険等に加入させること。

8 基本的委託業務内容

この仕様書で指示する基本的な委託業務は以下のとおりとする。

- (1) 放課後子ども育成教室の運営計画に関すること。
- (2) 放課後子ども育成教室の日常的な運営に関すること。
- (3) 保護者との連絡・調整に関すること。
- (4) 備品・消耗品の調達・管理に関すること。
- (5) 災害時等緊急対応に関すること。
- (6) 学校との連携・調整に関すること。
- (7) 利用児童の出席状況等報告に関すること。
- (8) 施設の日常的な管理及び軽易な修繕に関すること。
- (9) その他、運営を行う上で必要な事務

9 業務別委託業務内容

前項の基本的委託業務内容に加え、主たる業務別委託内容は以下のとおりとする。また、町と受託者が負うべき事業分担区分については別表2のとおりとする。

(1) 児童の健全な育成に関する業務

ア 児童の健康管理

児童の健康状態については、小学校・保護者との連携により日常的に把握し、異常が認められる場合は、保護者への連絡など状況に応じた適切な対応を行う。

イ 安全確保

事故の未然防止に努めるとともに、けがをした場合の応急措置や医療機関へ

の連絡体制などを整える。また、火災、地震、不審者の侵入など緊急時の対応や、児童の保護者への引き渡しについては、マニュアル等を整備し、避難訓練の実施、小学校、警察等との連携、安全対策物品の常備など、児童の安全確保に努める。

ウ 教養・学習プログラムの提供

児童に充実した放課後の居場所を提供するため、児童の発達段階に応じた効果的・魅力的な教養・学習プログラムを提供する。

エ 事故発生時の対応

事故等が発生したときは、直ちに適切な措置を講じるとともに速やかに事故の原因等を究明し、今後の対応策とあわせて事故報告書にて町に報告する。ただし、事故等の内容が極めて重大であると判断される場合には、速やかに町に報告する。

オ 入所児童の生活指導、遊び等の指導、情緒の安定を図る指導

集団での生活や遊びを通じて児童の情緒の安定を図り、自主性、社会性を培う指導を行う。

(2) 事業の運営及び施設管理に関する業務

ア 児童出欠席簿や指導日誌の作成

児童の出欠状況を把握するとともに、指導日誌により日々の業務内容を記録し、放課後児童支援員間の引継ぎを円滑に行う。

イ 年間・月間指導計画、勤務表の作成

年間指導計画は、年間目標、行事予定、開所日（休所日）を記載すること。また、月間指導計画は、月間目標、開所日（休所日、行事）予定を記載する。勤務表は、適切な人員配置を行い作成すること。

ウ おやつ提供及び管理

おやつの提供は保護者からの実費徴収によって実施し、購入、提供及び管理について受託者が業務を負担する。また、提供に当たり、アレルギー体質の児童に対して、保護者との事前相談及び小学校と情報を共有し、十分な対策を講じること。

エ 施設、設備、備品の管理と環境整備

日常的に施設、設備の点検を実施し、安全対策や、危険箇所の事前把握、防犯対策安全管理を徹底する。また、備品等の管理を適正に行い、日頃から施設内の清掃を行い適正な環境整備を心がけること。

(3) 保護者対応に関する業務

ア 保護者への説明

事業の運営を円滑に行うことができるよう、利用予定の保護者と面談を実施すること。また、必要に応じて保護者説明会を実施すること。

イ 保護者との連携及び協力

運営においては保護者との連携や協力を密に行うこと。

ウ 苦情等の対応

受託者は、要望や苦情を受け付ける窓口を保護者に周知し、苦情等を受けた

場合は迅速な対応及び解決を図るとともに、その内容及び結果等を町に報告すること。

(4) 児童虐待への対応

児童の心身の状態や家族の態度などの観察や情報の収集により、児童虐待の早期発見に努め、児童虐待と疑われる場合は速やかに町に報告し、対応を図ること。

(5) 諸帳簿の整備と適正な管理及び関係書類の提出

出席統計表、学年別利用者集計表、勤務明細書、日誌等を整備し、適正な管理を行う。また、受託者は以下の項目について、放課後子ども育成教室ごとに作成し町に提出するとともに町担当者に対する説明・協議を行うこと。

ア 月次報告（前月分を毎月5日まで。ただし、5日が土、日、祝祭日の場合は、その翌開庁日まで。）

①出席統計表

②学年別利用者集計表

イ 年次報告（当該年度の4月末まで）

①年間事業計画書

②年間事業報告書

ウ 随時（発生後速やかに）

①事故発生報告書

(6) 関係機関との連携

事業の運営に当たっては、町、小学校、地域その他関係機関との連携を密にし、協力のもと進めていくこと。

(7) 効果的な独自提案

放課後子ども育成教室の運営に当たって、効果的な独自の提案がある場合、町と協議の上、実施する。

(8) その他、事業の運営に必要な業務

前項までに掲げる事項以外に、事業の適正な管理及び運営上必要な業務があるときは、町と協議の上、実施する。

10 費用負担

主たる費用負担内容は以下のとおりとする。また、町と受託者等が負うべき費用負担区分については別表3のとおりとする。

(1) 業務履行に必要な什器備品等は、現在使用している物を継承する。

(2) 業務履行に必要な消耗品及び通信費は、受託者の負担とする。

(3) 業務履行に必要な光熱水費は、町の負担とする。ただし、効率的な運営を行い、経費節減に努めること。なお、社会通念上、逸脱した使用が確認された場合には、受託者に請求するものとする。

11 委託契約

(1) 委託契約は2 (1) 委託期間における運營業務委託契約を締結するものとする

る。

(2) 委託契約の変更

次に掲げる項目に該当する場合は、町と受託者と協議の上、委託契約の変更を行うものとする。

ア 登録児童数の増減により支援単位数の変更が必要となった場合

イ 町の事情により事業実施場所が変更となったため運営費用の見直しが必要となった場合

ウ 特別な配慮が必要と認められる児童数等の増減のため、町と受託者の協議し、放課後児童支援員等の配置数を変更したことにより運営費用の見直しが必要となった場合

エ その他町又は受託者が契約の変更を必要とし、双方協議の上、合意が得られたとき

1.2 業務委託料

(1) 委託料の支払いは月ごとに支払うものとし、1月当たりの委託料は本契約に定めた委託料（年額）に12分の1を乗じて得た額を当該月の翌月に受託者からの請求により支払うものとする。なお、月割分割した際に千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとし、切り捨てた額の合計を毎年度最初の支払月に加えて支払うものとする。ただし、町及び受託者の合意により支払方法を変更できるものとする。

(2) 町は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

1.3 状況報告及び現地調査

(1) 町は、事業の運営状況について受託者に報告を求めることができるとともに、必要に応じて実地調査を行い、助言、指導することができる。また、受託者は正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(2) 受託者は、町が業務の関係資料等の提出を求めたときは、これを作成し提出しなければならない。

1.4 協議

受託者は、この仕様書に規定するもののほか、受託者の業務の内容及び処理について疑義が生じたときは、町と協議し決定するものとする。

1.5 業務の引継ぎ

(1) 契約期間開始前の引継ぎ

委託期間が開始する前であっても、事業の運営に関して必要な事項については、町及び関係機関から適宜業務の引継ぎを受けること。

(2) 契約期間終了時の引継ぎ

委託期間が満了し、又は委託契約を取り消されたときは、速やかに事業の運営

に関する事務を整理し、町と町が指定する者に対して業務の引継ぎを行うこと。
なお、引継ぎは契約終了前でも、町が指定する期日から行うことができるものとする。

1.6 個人情報の保護

放課後児童支援員等を含め受託者は、業務上知り得た利用児童又はその家族の情報を漏らしてはならない。これは直接的な表現でなくても特定の利用児童及びその家族又は施設が識別される、あるいは識別され得る事項や運営に関する不確定な事項についても同様である。なお、この契約期間満了後又は解除後においても同様とする。

情報の漏洩については、ブログ、SNS、電子掲示板及びホームページ等に代表されるインターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段であるソーシャルネットワークでの発信も含まれる。

1.7 緊急時の対応

- (1) 感染症が蔓延している場合であって、感染症対策として、施設の消毒作業等のガイドラインが発出された場合、適切に執り行い、利用児童等の健康を保持すること。
- (2) 小学校が臨時休業等したとき、町が受託者に対して「5 開所日、開所時間」に掲げる時間を超えて放課後子ども育成教室の開所を要請した場合は、受託者は可能な限り要請に応じること。

1.8 その他

- (1) 放課後児童支援員等の確保は、受託者が責任を持って行うこと。
- (2) 放課後子ども育成教室の施設については、放課後子ども育成教室の運営以外に使用しないこと。
- (3) 受託者は、町が求める書類の提出及び放課後子ども育成教室への立ち入りに協力すること。